破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字大峯嶽39番地１
債務者　中里　咲子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１２３号
埼玉県越谷市東町２丁目54番地82
債務者　河野　順子（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
埼玉県越谷市北越谷４丁目３番13号　センチュリー山中407
債務者　西澤恵理子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
埼玉県吉川市高富２丁目３番地４　サクラパレス205号
債務者　早川　憲司
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町８番39号オーベル越谷南105号
債務者　三宅　文彦
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
埼玉県越谷市赤山町５丁目８番４号
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
埼玉県比企郡滑川町月の輪７丁目20番地18　リバームーンⅡ101
債務者　柳澤　　亨
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５８号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂355番地13
債務者　根岸　恭子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１６６号
埼玉県深谷市町田429番地５
債務者　竹内榮三郎
1　決定年月日時　平成23年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７２号
埼玉県熊谷市籠原南３丁目117番地　フロイデンハイム102
債務者　中村百合子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４０号
千葉市美浜区幸町２丁目16番９棟107号
債務者　八木絵美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９６号
千葉市花見川区横戸台29番地11
債務者　武川　　昭
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１７号
千葉県浦安市猫実３丁目２番22号
債務者　宇田川晃一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２２号
千葉県市川市北国分１丁目11番16号
債務者　星野みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２３号
千葉県市原市岩野見612番地１
債務者　今関　文子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４７号
千葉県市原市椎津545番地６
債務者　橿棒　久枝
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５７号
千葉県市原市姉崎2294番地
債務者　浦部　　勝
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係